

令和5年度 第1回まちづくり審議会 議事要旨

日時：令和5年11月16日(木)10:00～11:30
場所：兵庫県庁第2号館2階参与員室

出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
柏木 登起	特定非営利活動法人シミズシーズ代表理事
角野 幸博	関西学院大学建築学部教授
亀田 孝子	公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部消費生活相談員
兒山 真也	兵庫県立大学国際商経学部教授
澤木 昌典	大阪大学名誉教授
新保奈穂美	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科講師
龍見奈津子	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ代表理事
○長谷川香里	納屋工房主宰
宮野 順子	武庫川女子大学建築学部准教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
浜田 知昭	兵庫県議会議員
林 時彦	丹波市長

※ ○印はオンライン出席

事務局 松浦	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
石田	同 副課長
小林	同 副課長兼緑化政策班長
中林	同 都市政策班主幹

1 議事の概要

(1) 会議の成立確認

過半数（17名中13名）の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

副会長に、山下委員と澤木委員を選任した。

事務局から環境の保全と創造に関する条例施行規則改正について説明し、その後意見交換を行った。本日の意見交換を踏まえた答申にかかる資料の修正については、角野会長との調整に一任することとなった。

2 主な意見交換

(1) 環境の保全と創造に関する条例施行規則改正について（答申）

【委員】

壁面緑化は基盤造成型に限るということで登攀型は認めないと理解してよいか。

【事務局】

まずは基盤造成型のみで運用を始める。その後、事業者から登攀型や下垂型の計画が出された場合は、生育実績や樹種等をみて判断していく。生育実績、補助

資材、樹種を提示してもらい、適しないものは認めない。補助資材と樹種の相性は専門書に記されているので、その内容をガイドラインで提示する。

【委員】

経年調査を実施して、緑化が出来ていない場合はどうなるのか。

【事務局】

条例により建物所有者・管理者は、緑化に努める義務があるため、緑化が出来ていない場合は行政から指導をすることとなる。

【委員】

経年調査の難しさはあるが、まずは、届出の際にしっかり見ていただきたい。

【委員】

壁面緑化の場合、一年草や多年草といった草木の種類の指定はあるのか。また、太陽光パネルは、建物緑化と敷地緑化のどちらでも2分の1ということになるのか。

【事務局】

指定はしていないが、壁面緑化を一年草で実施している事例はなく、今後は届出時に樹種や生育について確認することになる。太陽光パネルについては、設置面積の2分の1を緑化面積と見なし、建物緑化と敷地緑化のどちらも対象。

【委員】

高木の面積算定において、植栽時の樹高とあるが、都市緑地法では樹高は樹木の高さそのものが対象である。成木時の水平投影面積よりも低い値での評価となってしまうのか。また、2.5メートル未満の区分があるが、兵庫県の条例では高木は3メートル以上と定義されており矛盾しないか。その他、水平投影した部分が敷地外にはみ出る場合や、樹木間隔が狭く樹冠が重なる場合に二重計上にならないかなど、面積算定の取り扱いはどう考えるのか。

【事務局】

植栽時の樹高から成木時の樹冠面積を想定して評価することは、実際の成木時と比べて過小評価となるおそれがあるが、制度としてのわかりやすさと、植栽時から高い樹木を植えてもらうよう誘導するねらいがある。また、今回の基準に合わせて、条例の基準を植栽時に1メートル以上、成木時に3メートル以上とすることを考えている。面積算定では、密に植栽して面積が重なった部分や敷地外の部分は面積に含めないことなどを規則やガイドライン等で示していく。

【委員】

植栽基盤と高木面積の二重算定をすることについて、植栽基盤は単なる土であっても、二重カウントできるのか。また、今後の課題として、水平投影面積ではなく鉛直投影面積や体積とするほうが景観上も効果的ではないか。その他、コスト的に事業者が耐えられるのかという懸念がある。前回の議事録にもそのような意見があったが、今回の変更が厳しすぎた場合には、どのようにしていくのか。

【事務局】

植栽基盤が土であれば緑地として計上しない。高木の評価について、体積や表面積も検討したが、樹種による違いや評価時点などの設定や根拠が乏しく、今回は都市緑地法の考え方を採用した。壁面緑化のコストは、基盤造成型にすると5倍ほど上がる。事業者にとっては厳しくなるが、当方としては高木の植樹へ誘導したいと考えている。事業者ヒアリングでは、高木が評価されるなら、そちらで対応したいという意見もあった。壁面緑化が生育不良という実態も踏まえ、基準を見直しているので、その旨を説明して事業者に理解いただきながら進めていきたい。

【委員】

リニューアルした甲子園の壁面緑化は、あまり育っていないようだが、どういう状況にあるのか。

【事務局】

もともとの甲子園もそうであったが、補助資材は使わず、直接壁に植物を這わせていくタイプだと思う。リニューアルの際に阪神から話を聞いたが、今後相当の時間をかけて生長していくとのこと。

【委員】

1メートル程度の高さで列植される生け垣などは、逆に伸びないと思われ高木1本当たりの面積算定に適さないと思うので、カウントの方法を考えていかないといけないのではないかと。また、定期報告がない旨を窓口で回答してしまうと、一定期間後に撤去されてしまうことも考えられるので、緑化後の生育状況のフォローアップについて行政が関与していく必要があると考えるが、どのように考えているか。

【事務局】

生け垣などの面積の算定方法は考えていく。また、不定期ではあるが、任意での調査や聞き取りなどを行うことで、維持管理を啓発していく。

【委員】

今回の議論で、緑化義務が届出時だけではなく、維持管理も含めて義務だということが改めて確認された。従って、維持管理をフォローアップする仕組みが必要である。今回の厳格化は一步前進だということで評価できるが、あわせて、日々のメンテナンスについて、どのようにフォローアップしていけるかを今後の課題として検討いただきたい。

【事務局】

そここのところは課題の1つとして認識している。事業者の意識を高めるために任意調査を実施するなど、届出制度という中で、行政としてどこまでやっていくかを含め、今後検討していく。

【委員】

県には緑のパトロール隊がいるので、大変かもしれないが住民団体の活動だけでなく民間企業の方にも回ってもらうことは出来ないか。また、ZEH、ZEBにすることで緑化面積に算定できるとのことだが、どのような算定式とするのか。

【事務局】

緑のパトロール隊の協力も検討する。また、算定式については、建物ごとに算出される一次エネルギー削減量が電気エネルギーにどのくらい変換されるかを想定し太陽光発電面積に換算している。一般的な物販店では計算上は4千㎡ほどの緑化面積換算となり、建物緑化と敷地緑化の2分の1が置き換えられる。

【委員】

多くのケースで敷地の2分の1だけの緑化になるという想定か。

【事務局】

敷地の2分の1は、景観やまちなみ環境など緑の効果として緑化を義務づけることとなる。

【委員】

2分の1を残すことは、緑化の多機能性の確保にはよかったと思うが、一部の機能に特化して緑化を評価してしまうことになるので、2分の1が適正なのかについて気にはなる。

【事務局】

これによってZEB、ZEHが増えていくのかを検証していくが、ZEBから緑化への換算式、2分の1の上限値などについても、運用状況を確認して見直ししていく。

【委員】

緑化のフォローアップが重要と考えている。今回の改正が申請時の基準だけになってしまうのが非常にもったいない。例えば答申案に、今後のフォローアップが必要であることを明文化してはどうか。

【事務局】

ご指摘の通り答申の中にフォローアップの必要性についても盛り込む。

【委員】

維持管理について専門家の関与の委託が3割程度あるのは共同住宅、工場など年間予算で委託が割り当てられるような所であると感じた。逆に店舗など今回のうまくいってない要因はそういうところかと思っており、例えば従業員の方がシャッターをあける時に水やりをするようなことができないかとも思う。また、維持管理についてガイドラインがあればいいと思うが、文字ばかりが書いてあると読みにくいので工夫が必要。

【事務局】

今回の調査で、水やりもしていないところが4割ほどあった。建物の裏側などそこが緑地であることすら気付いていない方もおり、いろいろと指導させてもら

った。ガイドラインでどこまで出来るかわからないが、管理者の緑化への意識を向けてもらうことが出来ればと思っている。そのためにも、あまり情報を多く入れ込まないようにし、ビジュアル的にも出来るだけ見やすいガイドラインにしていきたい。

【委員】

アイディアレベルではあるがニューヨークのポップスという公開空地のようなものがあり、そこにはここがポップスですと書いてある看板がある。緑化についても、少なくともその従業員や利用者の方が緑地であることを認識できるくらいの情報を看板やホームページで公表してもらってもいいのではないか。そうすれば簡単に緑地を潰したりはしないと思う。

【委員】

工場立地法などでも義務緑化があるが、緑地面積の算定方法は同じなのか。

【事務局】

法律は別として、今回の見直しにあわせて、県条例の他の規定の算定方法と整合性を図る。

【委員】

壁面緑化を強化すると、グラスパーキングに流れる可能性がある。グラスパーキングはなかなかうまくいっていないと思っており、これまで通りの仕様だと心配である。グラスパーキングへの考え方はどうか。また、フォローアップの対象になるのか。

【事務局】

グラスパーキングは、その上に車が停まって日が当たらず、生育状況がよくないものがあることは承知しているが、そこはしっかりとメンテナンスしていただく。環境条例の目的であるヒートアイランド対策としては有効な緑化であり、その効果は評価できると考える。フォローアップの際にはグラスパーキングの状況も確認していく。

【委員】

通路の緑化は歩行面ががたつくといった福祉のまちづくり的にマイナス面もあるので、窓口での指導をお願いしたい。

【委員】

時限措置だが、市民緑地認定制度などの税制面での優遇がある。そのような税制面との連携は考えているか。何かインセンティブがないとやらないような気がしている。

【事務局】

そこまでは考えていない。今回の調査での指導により改善された事例もあることから、理解を求めていく。